

令和7年度第2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会会議録（抄）

日 時 令和8年1月27日（火）14時00分～16時00分
会 場 与野本町コミュニティセンター 多目的ホール（小）

【出席委員（敬称略）】

池田 晃一、石山 麗子、板倉 小恵理、鶴籠 雅之、江口 裕樹、大麻 みゆき、
長田 恭子、川嶋 啓子、坂本 知康、笹川 裕之、武井 伸太郎、多田 功文、
新泉 真砂子、齋島 孝雄、森本 剛、吉田 正信

【事務局】

福祉局長寿応援部：高橋部長

いきいき長寿推進課：白谷参事兼課長、小池地域支援係長、松尾介護予防係長、大西主査、
土屋主査、重吉主任、清水主事

高齢福祉課：上原主査

介護保険課：百澤参事兼課長

区高齢介護課：原田課長（西区）、石渡課長（北区）、斎藤課長（大宮区）、
井上参事兼課長（見沼区）、増田課長（中央区）、嘉代課長（桜区）、
鎌田課長（浦和区）、嚮田課長（南区）、熊倉課長（緑区）、
小林課長（岩槻区）

【傍聴人】 4名

【議事概要】

1. 開会	
	事務局より、配布資料の確認。 ・次第 ・令和7年度第2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会事前送付資料 ・会議資料の正誤表 なお、市ホームページへは、修正を反映した資料を公開するため、「会議資料の正誤表」は掲載しない。 事務局より、開会にあたり、本協議会の目的等について説明。
2. 挨拶	
長寿応援部長	挨拶

3. 議題	
議長	本会議の公開。 ・傍聴人の人数を10人と定め、傍聴は先着順に許可する。 ・4人の傍聴人入場。
議題（1）介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託居宅介護支援事業所の報告について	
事務局 (介護保険課)	介護予防ケアプラン作成等の介護予防支援業務については、地域包括支援センター（以下、センターという）が「介護予防支援事業所」として実施しているが、本市の指定を受けている居宅介護支援事業所のうち、本市が開催する「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員（以下、ケアマネジャーとする。）が所属する事業所へ委託可能であり、新たに研修受講が完了した事業所を、本協議会へ報告するもの。今回報告する居宅介護支援事業所は、資料12ページに記載の6事業所。これらは、前回の本協議会以降に新規開設された事業所であり、所属するケアマネジャーが6月以降に実施した「介護予防支援従事者研修」を受講している。また、今まで業務改善の勧告や命令等を受けておらず、「介護支援専門員の人員基準」を満たしている事業所であることを申し添える。 なお、No.4「ケアプランたすき」については、令和8年2月1日付にて、指定介護予防支援事業所の指定を受ける運びとなっており、介護予防支援業務を直接受け持つことができるようになる。
靄島委員	今回新たに6事業所が追加となるが、撤退する事業所はどれほどあるのか。
事務局 (介護保険課)	廃止をした事業所数は把握していないが、令和8年1月1日時点で、本市に居宅介護支援事業所は337事業所あり、委託可能な事業所は333事業所となっている。
議長	議題（1）について承認としてよいか。
各委員	（異議なし）
議題（2）地域包括支援センターの開設日変更について	
事務局 (いきいき長寿推進課)	現在、業務委託仕様書により、年末年始を除き、祝日を含め毎日センターを開設することとしているが、センターの業務負担軽減及び人材確保・定着を目的として、令和8年度から日曜日の開設を行わないこととするもの。

	<p>開設日変更の背景や課題について、今後、高齢者人口の急激な増加が見込まれる中、センターに配置すべき医療、福祉、介護のいわゆる専門職の確保・定着が極めて重要となる一方で、生産年齢人口の減少の影響などに伴い、センターの職員配置状況は急激に悪化している。令和6年度には、本市でも専門職の人材確保が困難であることを理由に受託法人から受託辞退の申出があり、受託法人変更が生じるなど、センターの安定的運営に影響が出ている状況。指定都市、東京都特別区、県内中核市等の開設状況をみると、「平日のみ」または「平日と土曜日」に開設している自治体が約95%であり、他自治体への人材流出など、本市のセンターの人材確保・定着への影響も懸念されている。令和7年8月に実施した、センター長への運営状況調査によると、業務負担感の度合いが10段階中平均「8」と非常に高く、特に土日祝日の開設が負担であるとの回答は過半数を占める。センターの相談件数を曜日別で比較すると、日曜日は平日の約2割程度で推移しており、見直しに伴う利用者等への影響は限定的と考えている。むしろ、センター職員を土日勤務に分散させることで、相談が多い平日の職員の勤務体制が十分に確保できなくなるなど、センターとしての機能低下を招いている懸念がある。</p> <p>期待される効果については、センターの開設基準の緩和による、センター職員の離職防止と人材確保、平日の勤務体制の安定化と相談対応力の充実など、センターの機能強化などを通じた安定的・継続的な運営体制の確保などの効果を期待している。本見直しにより人材確保や負担軽減などの課題がすべて解消するとは考えていないため、引き続き委託料の見直しや業務負担の軽減に向けた検討を継続していく。</p> <p>今後、自治会連合会や民生委員児童委員協議会などの関係機関、センターの利用者への周知を進めるとともに、令和8年3月号の市報等にて広く市民への周知を行っていく。</p>
議長	議題（2）について意見、質問はあるか。
新泉委員	平日・土曜日みの開設と変更なるが、開設時間に変更はあるのか。
事務局 (いきいき長寿推進課)	見直しに伴う開設時間の変更はなく、各センターともに9時～17時は開設となる。

武井委員	日曜日の相談件数の少ない理由はなにか。また、今後、祝日の取扱いについて検討していく予定はあるか。
事務局 (いきいき長寿推進課)	日曜日の利用が少ない直接的な要因は把握していない。また、現時点では祝日の閉所については検討していない。
武井委員	日曜日は家族が居ることによって家庭内での対応が行いやすいことや、そもそも日曜日はセンターが休みとの潜在的な認識があるのかもしれない。今後、祝日の利用状況も注視していただき、適切な開所日を検討してほしい。
多田委員	各センターの人員の欠員状況はどうか。また、日曜日を閉所したとしても、全体の業務量は変わらない。そのほかに、業務負担の軽減の取組みは行う予定あるのか。
事務局 (いきいき長寿推進課)	令和6年度中に、ひと月以上の欠員が発生したセンターは17か所で、欠員の実人数の合計は23人。年間の全体の配置率は92%であった。令和元年度に欠員が発生したセンターは7か所であったため、比較すると増加傾向である。土日開設の見直しについては、過去に桜区・岩槻区での区連絡会において協議された経緯なども含め、この度の見直しを実施した。そのほか、この後の議事でも協議いただくが、適宜、改善できる業務について見直しを実施していきたい。
議長	介護予防支援業務についても負担が大きいと伺っているのので、併せて検討していく必要がある。
吉田委員	センター職員の離職の理由を把握しているか。
事務局 (いきいき長寿推進課)	全てを把握しているわけではないが、離職が発生した際に法人から聴取している理由としては、独立のほか、業務の負担が大きいことや、センター内に退職した職員が発生した際に、残っている職員に業務のしわ寄せが行き、連鎖的に退職が発生することもある。
吉田委員	過去の新聞記事で、介護職員の離職理由の1番は人間関係で、低賃金は4番目であった。市の方で把握している情報はあるか。
事務局 (いきいき長寿推進課)	過去に勤務体系や人間関係が原因という部分が透けて見えるケースもあった。そのような相談も本課に寄せられれば、寄り添って相談に応じたい。
議長	おそらく介護労働実態調査の調査結果に関連するものだと思う。ここ10年程、離職理由は人間関係がトップである。

坂本委員	<p>確実に休める日があると、職員のストレスが減ってくるので良い取り組みだと思う。お子さんがいる家庭では日曜日に予定が入ることが多く、日曜日の休みが譲り合いとなり職員が負担を感じることもあるため、間接的に離職防止になる。先ほども意見があったが、祝日の開設状況についても検討してもらえれば、更に離職防止に繋がると思う。</p>
議長	議題（２）について承認としてよいか。
各委員	（異議なし）
議題（３）さいたま市地域包括支援センター運営要綱の改正について	
事務局 （いきいき長寿推進課）	<p>第３条「職員」について、改正を実施するもの。</p> <p>現在センターに配置する職員は、「さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数に関する条例」により、「保健師」、「社会福祉士」、「主任介護支援専門員」を基本とし「その他準じるもの」も可としている。</p> <p>当該条例に規定しているものの他、運営要綱第３条第２項における本市の独自基準として「介護支援専門員、実務経験５年以上の介護福祉士」を配置できるものとしており、これを「介護支援専門員、高齢者保健福祉に関する相談業務等に３年以上従事した社会福祉主事」に改める。</p> <p>先の議題において開設日変更について承認いただいたが、現在、各センターに対して、土日出勤に対応するための職員体制の確保に対する加算を設けている。令和８年度より、日曜日が閉所となるため、介護予防支援業務（ケアプラン作成業務）に従事する職員の配置に対する加算の見直しを行い、センターの業務負担軽減を図ることを目的としている。</p> <p>については、国の定めるケアプラン作成に係る基準に適合させるため、新たに「高齢者の保健や福祉に関する相談業務を３年以上行った社会福祉主事」に変更する。令和８年度の業務委託仕様書にも、本改正内容を反映する予定。</p>
議長	議題（３）について承認としてよいか。
各委員	（異議なし）
議題（４）令和８年度さいたま市地域包括支援センター運営方針（案）について	
事務局 （いきいき長寿推進課）	<p>センターの運営方針については、センターの運営において求められる、基本的な考え方や理念、業務推進の指針などを明確にするとともに、センター業務の円滑かつ効率的な実施、及</p>

	<p>び適切、公正かつ中立な運営に役立つことを目的として、策定をしている。</p> <p>具体的な変更点について、初めに運営方針表紙の年度修正を行う。</p> <p>次に、「４．利用者が相談しやすい相談体制の構築」について、センターの開設日が変更となるため、開設日から日曜日を除く旨、また、必要に応じて日曜日にも相談を受け付ける旨の修正。</p> <p>次に、「６．一般介護予防」について、本市は２０１９年より JAGES プロジェクトに参加しており、今回が３回目の参加であるが、この調査の結果はセンターにも、各事業計画等に活用しているため、改めて追記する。</p> <p>なお、現時点で、国から運営方針の改正に影響がある通知等は発出されていないが、本運営協議会終了後に、国の通知等により運営方針を改正する必要性が生じた際には、会長と相談の上改正を行い、次回の運営協議会で報告する。</p>
多田委員	<p>修正後の文言について、「利用者が相談しやすい体制」と日曜の閉所対応は矛盾が生じるのではないか。</p>
事務局 (いきいき長寿推進課)	<p>日曜日にしか相談できない方に対しては、予約制などで相談体制を整え、市民サービスの低下を招かぬよう対応したい。また、日曜日にセンターの地域活動(会議・行事)を実施している場合や、地域活動の参加協力がある場合などは、柔軟に対応するような体制を想定している。</p>
板倉委員	<p>「緊急時の対応」の想定として、虐待に係る対応がある。今後、対応はどうなるのか。また、開設日変更について、市民に対しての周知はどのように行うのか。</p>
事務局 (いきいき長寿推進課)	<p>閉所時の緊急対応については、現在も実施している夜間等、開設時間外の対応を日曜日にも適用する。運営法人によって方法は異なるが、職員が所持している緊急電話に電話が転送されたり、併設の職員が電話対応するなど、緊急時に連絡が取れる体制を整え、対応していく。</p> <p>周知方法については、関係機関に対しては、適宜会議へ出席するなどにより説明を行い、市民に対しては市報さいたま３月号全市版への掲載、チラシを区役所等の窓口に配架などして周知を実施する予定。</p>

議長	議題（４）について承認としてよいか。
各委員	（異議なし）
議題（５）地域包括支援センター業務評価の見直しについて	
事務局 （いきいき長寿推進課）	<p>センターの業務負担軽減も念頭に、センターの運営状況の確認と評価体制の改善を図るため、本市の業務評価について、見直しを実施するもの。</p> <p>業務評価については、センターが地域で求められる機能を十分に発揮できるよう、業務の実施状況を定期的に把握・評価し、改善を促すことを目的に実施しており、国の実施する事業評価は法令により義務規定となっている。この他に、市町村は必要に応じ独自の評価項目を用いて、センターの業務評価を実施することが可能となっている。令和６年度までの国が実施する事業評価の主な評価項目は、組織運営体制、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント等に係る６７個の設問があり各センターが実施状況を回答していた。</p> <p>本市の状況としては、法令に基づく国の事業評価を７月ごろに実施し、同年度の１月に本市独自の業務評価を実施していた。市独自の業務評価の設問は、国の評価項目を参考に同内容の設問として、毎年第１回の本協議会において、市独自の業務評価の結果報告していた。</p> <p>令和６年６月の国通知により、センターの事業評価を通じた機能強化を図ることなどを目的として、令和７年度の国の事業評価の見直しが行われており、設問内容や回答方法の変更のほか、設問数が６７問から１０３問へ増加となるなど、大幅な変更があった。今年度の国の事業評価は令和７年７月に見直し後の評価項目により実施している。</p> <p>課題として、現在の運用では、市の業務評価は必須ではないものの、国の事業評価と市の業務評価を同内容で２回実施しており、両評価の回答内容も同一となっている状況があった。国の事業評価が大幅に見直され充実したことに伴い、センターの運営評価を２度行うなどの必要性が減ったものと考えている。</p> <p>については、令和６年度まで国の事業評価と市の業務評価２回実施していたところを、今年度から市の独自の業務評価を</p>

	<p>省略し、国からの事業評価1回のみとするよう、本市のセンターの業務評価の見直しを行うもの。</p> <p>なお、現在、市と受託法人が行っている年4回の業務委託契約に係る履行確認や、毎年度センターが策定する事業計画の実施状況の確認に加え、センターに配置している職員向けの業務説明会において業務上必要な内容を周知するなど、センターの機能強化を図ることで、引き続き、センターの適正な運営体制の確保を図っていく。</p> <p>今後のスケジュールについては、令和6年度分は今年度報告しているため、令和7年度分として令和8年度の本協議会において、国の事業評価を元に結果を報告する。なお、本運用変更について、埼玉県を通じて関東信越厚生局へ確認し、問題ないとの回答を得ている。</p>
議長	議題（5）について承認としてよいか。
各委員	（異議なし）
議題（6）令和7年度第2回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について	
事務局 （西区高齢介護課）	<p>西区連絡会の主な報告は2点。</p> <p>1点目は、40ページの「令和7年度上半期地域包括支援センター事業実績について」のうち、総合相談は電話・来所とも多く、介護予防への関心が増加している。地域支援会議では、人材不足や制度見直しの必要性を議論し、認知症増加を見越しチーム拡充や若年層巻き込みの見守りを検討した。地域活動は無料相談・認知症サポーター養成等を実施。継続見守りでは在宅支援と連携して定期訪問としている。</p> <p>地域支援個別会議では虐待疑いの困難事例を情報共有し継続見守りを合意。ケアマネジャーからの相談は一人体制事業所から増加。ケアマネ会議では感染症研修を実施。センター内ではケアプラン作成が増加しており、委託先不足で地域活動との両立が困難で、業務見直しと職員の健康管理が課題となっている。</p> <p>委員からの主な意見として、デイサービスに行きたがらない人へのつなぎ方、オレンジカフェ等の周知強化の提案についてご意見があった。</p> <p>2点目は、42ページの「地域支え合い推進員の活動報告について」では、西区体操を行政・理学療法士会等と完成。通いの場への体操や脳トレ支援、サポーター養成で人材確保に</p>

	<p>努めた。移動販売モデル事業の支援も行い利用者から好評だった。</p> <p>委員からの意見としては、認知症と家族会での人手不足の話と移動販売事業への関心の高さが伺える話があった。その他、カスタマーハラスメントの具体例（高圧的言動・業務強要等）を挙げ、条例制定の提案があった。</p>
<p>事務局 (北区高齢介護課)</p>	<p>北区連絡会の主な報告は2点。</p> <p>1点目は、45ページの「2 令和7年度上半期事業報告について」の中で、北部圏域は、年間重点取組事項として「ケアマネ支援の強化」について取り組み、地域住民にケアマネジャーの役割・業務範囲についての認識のずれがあり、ケアマネジャーは何でもやってくれるとの認識からカスハラに発展しているのではないかと考え、業務範囲についてのパンフレットを使用し、総合相談や訪問時に説明した。との報告があった。</p> <p>また、西部圏域からは、年間重点取組事項として「認知症理解の促進と支援体制づくり」について取り組み、薬局と協力・情報共有、大宮警察署と特殊詐欺防止に有効な国際電話利用休止の講話の開催等、多機関との連携を強化している。国際電話利用休止の講話は、高齢者サロンや百歳体操グループに出向き、9月から継続的に周知に取り組んでいる。との報告があった。</p> <p>2点目は、49ページ「5 その他」において、西部圏域から「地域支援会議の委員から、さいたま市長寿応援ポイント制度について、1日のポイント上限を見直し、午前・午後と活動があれば、それぞれポイントを付与してほしい。若い世代のボランティアにはポイントを付与しない現行制度について、世代を問わず参加を促進する観点から、見直してはどうかとの意見が出た。」という報告があった。</p>
<p>事務局 (大宮区高齢介護課)</p>	<p>大宮区連絡会の主な報告は2点。</p> <p>1点目は、55ページの「令和7年度各地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）の上半期活動報告について」から、東部圏域では、誰でも立ち寄れる「ふらっとおたちよりサロン」は昨年度から取り組みはじめ、約1年が経過し、少しずつリピーターとして来てくださる方や「チラシを見て参加した」と新しく参加してくださる方など、少しずつ増えてきているとの報告があった。</p>

	<p>また、西部圏域においても、サロンやカフェ、市の介護予防教室や地域リハビリテーション活動支援事業の周知を行い、開催を支援することで多くの方に参加いただいたとの報告もあった。一方で、あつたらいいなどと思われる社会資源やしぐみとして、地域資源の情報提供もあがっており、引き続きその重要性が伺える。</p> <p>2点目は、57ページの「その他」において、ケアマネジャーの立場から、介護保険サービスの必要な方が多いため、サービスに関わる人材を大切に、出来るだけ長く働ける環境があると良い、しかし、働く側の高齢化の現状もありケアマネジャー・ヘルパーなど、支える側の人材が減ってきており、予防支援でプラスになるような給付を考えてほしい、との意見があった。また、介護予防ケアマネジメント業務の委託割合が西部圏域では年々下がっており、人材不足の影響も一因かと推測される。</p> <p>また、民生委員や社会福祉協議会の立場から、ふれあい会食における参加者のお元気で楽しそうなご様子の報告もあり、様々な場面で現場をよく知り対応することが大切との意見もあった。</p>
<p>事務局 (見沼区高齢介護課)</p>	<p>見沼区連絡会の主な報告は2点。</p> <p>1点目は、60ページ「令和7年度、上半期事業報告」並びに、62ページ「地域支援会議・協議体からの報告」の中で、「ケアマネジャー不足による影響」が、各圏域に共通した課題として取り上げられている。介護予防ケアマネジメントへの対応件数が増加している中、居宅介護支援事業所におけるケアマネジャー不足が常態化しているため、委託先となる居宅介護支援事業所を探すことに、多くの時間を費やせざるを得ない状況となっている。また、委託することが難しく、センターが介護予防ケアプランを作成する件数も増加傾向にあり、膨大化する全体の業務量に対して、職員だけでは対応しきれず、他の業務への圧迫となり、結果、センターの本来業務である地域活動への参加や開催を縮小せざるを得ない状況にあり、センターの業務運営の低下が懸念されている。</p> <p>2点目は、同じく「令和7年度、上半期事業報告」並びに、「地域支援会議・協議体からの報告」の中で、「ケアマネジャーの法定外業務、いわゆるシャドウワークの増大」について、</p>

各圏域に共通した課題として取り上げられている。複雑化した課題を抱える方や、身寄りのない高齢者が増加している中、ケアマネジャーの業務負担の軽減に繋げるために、センターが、地域のケアマネジャーに対して、アンケートを実施したとの報告があった。このアンケート結果や、地域支援会議での意見を紹介する。利用者から財産管理や、金融機関の入出金の手続きを依頼されたり、独居で支援できる家族が近くにいないため、通院の付添いや入退院の際の契約手続き、今後の治療方針の決定などを医療機関からケアマネジャーが求められることがあり、本来、家族が対応しなければならないことに対しても、ケアマネジャーが対応せざるを得ない。アンケート結果等を見ても、法定外業務の事案が増えていることが、浮き彫りになっている。

社会福祉協議会では、ケアマネジャーの法定外業務の削減に繋げるため、精神疾患や、認知機能の低下が見られる方が、安心して生活できるようにするための支援策の1つとして、「あんしんサポートさいたま、福祉サービス利用援助事業」が行われている。この事業は、緊急時にすぐに利用できない。といった課題もあり、申請後に、複数回の訪問調査を行い、利用者と社会福祉協議会との間で利用契約を結んだ上で、判断能力が乏しい方については、月1回程度開催される「契約締結審査会」に諮る必要があるため、あんしんサポートサービスが利用できるようになるまでには、6か月から7か月、待たなければならない、利用したい時に利用できない。といった状況が続いていて、利用待ちの待機者を減らしていくことが、課題になっている。区の連絡会の委員からは、申請からサービス利用までの期間を短縮するためにも、「契約締結審査会」の開催回数を、増やしていく必要があるのではないか。との意見があった。

ケアマネジャーの人材不足が深刻な状況にある中で、ケアマネジャーがケアマネジメントの専門家として、地域の中で活躍できる環境を整えることが喫緊の課題となっている。そのためにも、あんしんサポートサービスや、民間企業が行う高齢者終身サポート事業などをうまく活用しながら、ケアマネジャーの法定業務と、シャドウワークとを切り離していき、地域の中で、シャドウワークの対応先を整理した上で、生活支援、財産管理、身元保障、死後事務などを、それぞれのライフ

	<p>ステージに応じて、利用できるようにするために、わかりやすい仕組みを作り上げていかなければならないのではないかと。</p> <p>区の連絡会の委員から、高齢者の終活支援の体制整備についての意見があった。</p>
<p>事務局 (中央区高齢介護課)</p>	<p>中央区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、ケアマネジャー不足に伴うセンターの業務負担の増加。北部では介護予防支援の委託先が減少し、直営対応が増えている。南部でも相談は効率化が進む一方、予防プランが増加し、業務量が拡大している。ケアマネジャーの退職や事業所閉鎖の影響が大きく、センターの業務が確実に重くなっている点が共通課題として確認された。</p> <p>2点目は、高齢者の移動支援の課題。南部圏域の地域支援会議では「移動手段の不足」が最も大きな課題として挙げられた。コミュニティバス「むさし号」の利用が少なく、既存交通の活用促進が必要とされている。また、市の移動支援事業では車両確保が難しく、センターが単独で対応することは現実的ではないとの指摘もあり、引き続き検討と調整が必要。なお、区連絡会時点では車両確保が課題だったが、高齢福祉課の支援により、でいとれセンターひばり様の協力が得られ、移動支援事業は実施の見込みと聞いている。</p> <p>3点目は、地域の自主グループや認知症支援の広がりがあある。北部ではチームオレンジが4チームに拡大し、新たなオレンジカフェも開設された。南部では百歳体操やサロンが再開・増加しており、「散歩の会」など住民主体の活動も広がっている。地域力の向上に向け、自主グループ支援や人材育成が着実に進んでいる。</p> <p>また、地域からは新型コロナワクチンの接種費用が高額であるとの声も寄せられている。65歳以上の自己負担が1回12,000円と他自治体より高く、高齢者の接種率低下や重症化が懸念されている。来年度に向け、費用負担の軽減を求める声があることを共有させていただく。</p>
<p>事務局 (桜区高齢介護課)</p>	<p>桜区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、72ページの「2 令和7年度上半期地域包括支援センターの運営状況」に関して、各種業務の事業実績について報告があった後、委員から認知症初期集中支援チームの利用状況について確認の意見があった。</p>

	<p>2点目は、73ページの「5 令和7年度上半期地域支え合い推進員活動報告」に関して、令和7年6月1日からセンターを設置・運営している北部圏域の西部総合から、自主グループや地域団体の活動に積極的に参加し、地域課題の把握のために情報収集に努めていること、南部圏域のザイタックからは、スマホ教室や演奏会の実施など、新たな地域活動創出の支援や「さいたま市移動販売による地域づくりモデル事業」を活用した買い物困難地域への支援等の報告があった。</p> <p>3点目は、74ページの「6 各圏域における地域課題について」に関して、北部・南部両圏域に共通する課題として、移動手段の不足と、ケアマネジャー・ヘルパー不足が深刻でセンターへの負担が大きくなっているという報告があった。移動手段の不足によりなかなか地域活動へ繋がらないこと、直営のケアプラン作成数が増え続けていることなど、センター本来の機能を果たすには業務量が限界を超えていて、職員がかなり疲弊している状況がある。</p> <p>これらのことについて委員からは、学生ボランティアとの連携の可能性や、他の自治体によっては、要介護認定の更新・変更にかかる事前申請を受け付けることにより事務の効率化が図られており、さいたま市でも検討してほしいなど、センター職員やケアマネジャーの負担軽減に繋げていくための意見があった。</p>
<p>事務局 (浦和区高齢介護課)</p>	<p>浦和区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、79ページの「2 令和7年度各地域包括支援センターの上半期事業報告について」、総合相談件数は概ね例年並みで高止まりといった状況。ケアプラン作成件数は増え続けている。介護者サロン等については、どの圏域においても活動支援に力を入れているが、地域に定着してきたという感触を得ているセンターがある一方で、まだまだ参加者が少なく開催方法に工夫が必要と感じているセンターもある。</p> <p>また、権利擁護に関して、成年後見人がつくまでの間の支援をケアマネジャーや地域包括支援センターが行っているという実態があるが、誰が行うのか明確な仕組みが必要ではないかという意見が挙げられている。</p> <p>2点目は、81ページの「3 令和7年度各地域支え合い推進員の上半期活動報告について」、どの圏域においても、まず</p>

	<p>ます元気教室へ参加し、いきいき百歳体操自主グループの新規立ち上げや既存の自主グループの支援活動を継続して行っている。いきいき体操自主グループの立ち上げだけでなく、地域の自治会、民生委員、老人会などの協力を得て、地域の集いの場を立ちあげたという報告もあった。一方、集まりの場に出てくる人はいいが、出たがらない人に対してどのように支援していくかという課題が挙げられた。</p> <p>3点目は、82ページの「6 議題 8050問題について」、センターから8050問題を抱えた家族についての事例説明をした後、8050問題についての意見交換が行われた。8050問題は個人の努力だけで解決できるものではなく、気軽に相談できる環境や地域での連携した支援体制の構築が必要であり、そのために何ができるのかを考えて実行していくとの認識を共有し、さらに議論を重ねた。</p> <p>その他には、地域の見守りの資源として、郵便局で実施している有料の見守りサービスの話が挙がっていた。また、浦和区内で試験的に行われたグリーンスローモビリティが話題に挙がり、移動支援の解決策の一つとして大きな期待が寄せられていた。</p>
<p>事務局 (南区高齢介護課)</p>	<p>南区連絡会の主な報告は4点。</p> <p>1点目は、84ページの「2 令和7年度上半期事業報告」に関して、介護予防ケアマネジメント業務において、センターから居宅介護支援事業所への委託ができず、センターで直接担当する件数が多い状況である、との報告が挙がっている。</p> <p>2点目も84ページで、ケアマネジャーの報酬が低いことやケアプランの受け持ち件数の増加といった課題に対し、市独自の支援の検討や、根本的な制度改正へ向けた国への要望を改めてお願いしたい、との意見が出ている。また、ケアマネジャーの負担軽減の支援として、ケアマネジャーの領域外の業務、いわゆるシャドウワークを減らす取組について、例えば静岡市では、「ケアマネジャーのできること、できないこと」をまとめた市や関係機関に向けたパンフレットがあり、本市や、本市の介護支援専門員協会でも検討いただけないか、との提案があった。</p> <p>3点目は、85ページの「4 令和7年度上半期地域支援会議の報告」に関して、認知症高齢者やその家族に対する支援に</p>

	<p>ついて、「物忘れ検診を広めて早期発見できるようにすること」、「家族だけで抱え込まず相談すること」など、認知症に対する方策や対策をさらに啓発することが必要ではないか、という意見が出ている。委員から、介護認定のために主治医の診察が必要となるため、その受診の際に物忘れ検診も活用してはどうか、との提案があった。</p> <p>4点目、85ページの「5 高齢者生活支援体制整備事業」に関して、センターから、市の高齢者等の移動支援事業の活用を検討する中で、事業者による車両提供はできても運転手の確保が難しい状況であるという課題に対し、市長とのタウンミーティングにおいて、「運転に特化したボランティア登録」等について提案した、との報告があった。</p>
<p>事務局 (緑区高齢介護課)</p>	<p>緑区連絡会の主な報告事項は3点。</p> <p>1点目は、89ページから、センターの活動報告に対する《質問・意見等》において、居宅介護支援事業所やケアマネジャー自体の不足によるセンターの本来業務への影響とセンター業務としての対応について質問があった。センターからは、緑区だけではなく近隣区でも閉鎖した事業所があり、ケアプランをセンターで対応せざるを得ない状況もあるという報告があった。長期的対応にはなるが、介護予防に力を入れ、介護が必要にならないような状況を作っていくことが、介護保険制度や何より本人や家族にとって大切な視点であると考え</p> <p>2点目は、90ページ、南部圏域の地域支援会議からの報告。今年度はACP（人生会議）をテーマに講演を実施した。参加者の間で活発な意見交換が行われ、皆さんの興味の高さを知ることができた。今後もACPについての普及啓発に努めていくという報告がなされた。</p> <p>3点目は、91ページ、北部圏域の支え合い推進員活動報告から【今後の課題】として、通いの場の各グループのリーダー役の方が不足している、メンバーが同じ顔ぶれの方が多いということが原因の一つと考えられ、参加者のすそ野を広げるべく、介護予防の重要性を伝えながら、地道に活動を続けていくという報告があった。また、南部圏域地域支え合い推進員からは、民間事業者の協力を得て、介護予防の普及に努めたという報告があった。</p>

<p>事務局 (岩槻区高齢介護課)</p>	<p>岩槻区連絡会の主な報告は2点。</p> <p>1点目は、95ページの各センターの地域支援会議に関して、各圏域より報告があり、特徴的な取組を報告する。介護予防のための地域支援個別会議から見える地域課題の中から昨年度に引き続き、服薬という課題を切り口にして、薬局や薬剤師とどのように関わるかをテーマにして進めてきた。さいたま市薬剤師会から薬剤師を派遣いただき、「地域の高齢者と薬剤師の関わり」というテーマにて薬剤師の立場で話をさせていただいた。「薬剤師も地域に出向いていく必要がある」という薬剤師会の考えを聞くことができたのは、とても大きな収穫だったと話があった。この話題を当会議のみで留めず、地域へ薬剤師が頼りになる存在であると広めていくためにはどのような取組ができるのか、次回のグループワークに繋げていく予定。</p> <p>2点目は、97ページのその他（JAGES 健康とくらしの調査）に関して事務局より報告。JAGES機構については、2018年に設立され、3年毎に健康とくらしの調査を実施、介護保険者が行う介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を共同実施している。そのデータを活用し、地域診断や科学的根拠づくり等に活用している。今年度は、調査年となっており、本市でもいきいき長寿推進課がアンケート調査を実施し、回収が終わったところ。また、岩槻区はJAGES機構の伴走支援事業に郊外型の分類で参加しており、第1回目の支援と中間アセスメントを実施。センターの職員と一緒にJAGESデータから、地域の課題を把握し、今後の方策などを検討するきっかけとなった。来年1月以降に第2回目の支援を予定している。支援内容等については、来年度の連絡会にて報告する予定。伴走支援に同席した委員からは、岩槻区が郊外型に分類されたことに疑問があり、都市型と郊外型のミックスのような分類の型が相応しいと感じるため、分類について一つか二つの型を設ける提案が出来たら良いのではないかとの意見があった。</p>
<p>鵜籠委員</p>	<p>西区の報告の中で、チームおれんじに関して報告があったが、自分たちもチームおれんじを立ち上げた。今現在チームおれんじはどの程度あるのか。</p>

	<p>また、過去に岩槻区のチームおれんじ「目白の輪」にて、素晴らしい講演をいただいたことに感謝申し上げます。</p>
<p>事務局 (西区高齢介護課)</p>	<p>この場に正確な数は持ち合わせていないが、西区においては十数あると把握している。</p> <p>※(事務局追記)西区の状況(令和8年1月末日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チームおれんじ 2団体 ・認知症フレンドリー企業・団体 46団体
<p>事務局 (いきいき長寿推進課)</p>	<p>本市全体のチームおれんじについて、地域で活動を行うチームが30を超えたところであり、活動の支援を行う企業が700を超えたところである。</p>
<p>長田委員</p>	<p>中央区から、メリハリのある相談対応で1件当たりの対応回数が減ったこと、AIの活用について報告があった。具体的にはどのような内容か。このような取組は各センターで共有いただき、業務の負担軽減に繋げてほしい。</p>
<p>事務局 (中央区高齢介護課)</p>	<p>相談対応について、最初の相談時に疑問点について時間をかけて解決すること、相談内容をセンター内で共有していくことで相談対応の回数減少や早期解決に寄与し、相談人数は増えたものの、相談延件数は減少した。</p> <p>AIに関しては、議事録作成などに活用し、作成に係る時間短縮や生産性の向上になっていると報告を受けている。</p>
<p>江口委員</p>	<p>成年後見制度に係る報告について、推定相続人や財産調査など時間は要するものの、国や専門職でも工夫を実施している。戸籍の広域取得ができるようになり、事務の時間短縮になったものもある。定期的に専門職に助言をもらおうと有益と考える。</p> <p>カスタマーハラスメント対策は行政としても積極的な周知が必要と思うが、取組状況はあるか。</p>
<p>事務局 (介護保険課)</p>	<p>カスタマーハラスメント対策について、事業所に基準を作成いただくなどして対応をしていた。これに加え、本市として現場や関係団体の意見を伺いながら、ポスターやチラシの作成を検討している。</p>
<p>新泉委員</p>	<p>業務の負担軽減の取組みとして、AIの活用などの提案があったが、我々看護の現場では利用者の計画書作成などに電子カルテの使用に加えてAIも活用することで、事務作業の</p>

	<p>効率化に繋がっている。センターの使用しているシステムの状況にもよると思うが、活用できるものを検討し業務負担軽減に繋げてほしい。</p> <p>また、介護予防関係の通いの場が増えていると感じており、通いの場を切り口として地域のボランティア活動に繋がると良いと思う。そのほかに、近年男性介護者が増えているが、地域で繋がれず孤独な方が多くいると感じるため、男性への介護者サロン等事業周知に力を入れてほしい。</p>
議長	議題（６）について承認としてよいか。
各委員	（異議なし）
4. 報告	
報告（１）令和７年度上半期さいたま市地域包括支援センター運営状況について 等	
事務局 (いきいき長寿推進課)	<p>資料９９ページから１０３ページまでの資料について、センターが中心的に実施している４大業務について、関係項目の数値をまとめたもの。</p> <p>９９ページ・１００ページの「１ 総合相談支援業務」について、総合相談・地域ケア会議・地域活動・介護者サロンについては概ね横ばいにて推移している。継続見守り支援については２割弱減少している。これは、圏域によって差はあるが、対応件数や１件当たりの対応回数が減ったことなども要因となっている。</p> <p>次に１００ページ・１０１ページの「２ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」について、個別事例に対するサービス担当者会議開催支援の回数は３割程度増加している。これは、センターの業務状況が改善されたことにより、相談体制が整い相談回数が増えた圏域があることなども要因となっている。続いて、「ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導」も３割程度増加している。これも、センターの業務状況が改善されたことにより、相談体制が整い相談回数が増えた圏域があること、ハラスメント関係の相談が増えたことなどが要因となる。次ページの「ケアマネ会議の開催」・「関係機関等との連携」の「医療機関との連携」概ね横ばい、「その他機関との連携」は２割程度減少している。ケアマネジメント支援業務についても、例年増減が多い項目</p>

となるが、総合的には適宜問題なく行われているものと考えている。

次に101ページ・102ページの「3 権利擁護業務」については、高齢者虐待が2割程度減少している。これは、例えば施設入居や転居により案件終結によるものや、関係機関との連携・対応がスムーズに進むようになったことにより、本人とのやり取りが減ったことなどが要因となる。消費者被害の防止は4割弱減少している。これは、例えば地域へのイベントや会議での啓発、警察署職員による講演など地域への意識醸成により、結果的に相談が減ったと思われる圏域があることが要因となる。その他の事項については、概ね横ばいにて推移している。

次に102ページ・103ページの「4 介護予防ケアマネジメント業務」について。介護予防支援作成件数及びケアマネジメントAについては、概ね横ばいにて推移している。要支援者に対するケアマネジメントCが年々減少していたところであるが、今年度上半期はゼロ件となっている。これは本市のモデル事業としてケアマネジメントCについて、当該事業が今年度は下半期からの実施となっていることが理由として考えられる。事業対象者に対するケアマネジメント作成件数については、大きな増減なく推移している。

104ページ以降は、センターごとの数値内訳となっている。なお、それぞれの詳細については、各区で開催した「さいたま市区地域包括支援センター連絡会」でも報告等をしている旨、申し添える。

109ページについて、「令和7年度上半期分の地域包括支援センター介護者サロン実施状況」の一覧となっている。

介護者サロンは、介護をしている人が悩みや疑問を語り合い、介護者同士の交流を図る場のものや、認知症の人本人やその家族が悩みを相談できる場、いわゆる認知症カフェが含まれており、本一覧表に記載されている介護者サロンはセンターにおいて実施しているもの。令和5年～6年度は概ね横ばいで推移していたが、令和7年度については、各センターにおいて開催場所や内容など工夫を凝らした取組を進めていただいた結果、開催回数が1割弱増加している。

	参加者からは、「話を聞いてもらえる場所があつてよい。」「認知症がある人もそうでない人も、一緒に分け隔てなくお茶を飲みながら、他愛もない話ができるのが良い。」「出かけるきっかけとなり気分転換になる。」など、好評の声を多くいただいている。引き続き、継続した開催に向け、取り組んでいく。
靨島委員	介護予防支援作成件数は毎年 1,000 件程度増加している。行政として本腰を入れて対応する必要があると考えるが、市の見解は。
事務局 (長寿応援部長)	本件について、現場の疲弊状況等も把握しているところであり、本市としても課題として認識している。財政的な支援や後方支援など、引き続き現場に寄り添った対応を実施していきたい。
議長	介護予防支援業務に関する報酬の問題なども関わっており、全国的な問題となっているため、国でも協議が実施されている。センターや居宅介護支援事業所等のケアマネジャーの業務状況について、1 か月間を 10 分刻みで業務内容の調査などを実施。この結果も確認して議論が進めばよいと考える。
議長	報告(1)について意見、質問はあるか。
各委員	(意見なし)
報告(2) 令和7年度さいたま市地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価について	
事務局 (いきいき長寿推進課)	<p>本市のセンターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価の仕組みについては、「1. 評価の目的等」センターが利用者に必要なサービスを提供するサービス事業所を選定する際やケアプランの作成の一部を委託する際は、利用者の意思を尊重し、それ以外の理由で特定の事業所に偏らないよう、公正・中立性の確保が必要と定めている。</p> <p>「2. 対象サービス種類」について、センターが利用者には様々なサービスを提供しているが、この公正・中立性の評価については、本市では対象サービスを「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の2種類とし、本調査においては、事業者数が少ない市独自基準の緩和型サービスは含めず、従前相当サービスのみで算出している。</p> <p>「3. 評価方法」については、毎年度1回対象月を指定した時点評価とし、対象サービスである2種類(「介護予防訪問介</p>

	<p>護」及び「介護予防通所介護」)のサービス提供事業者の、「サービスを位置づけた人数の占有率」で判定する。</p> <p>判定基準について、本市においては運営協議会での協議を経て占有率を50%と決定しており、この判定基準を超過しているセンターの有無で評価を行い、「特定の事業者のサービスを位置づけた人数の占有率」が50%以下なら「課題なし」、50%を超える場合「課題あり」としている。</p> <p>「4. ヒアリングおよび指導の実施」については、判定基準を超過し「課題あり」とされたセンターに対しては、理由を文書にて提出してもらい、必要に応じてヒアリングや指導を行い、判定結果等を区連絡会及び運営協議会へ報告するものとしている。以上が公正・中立性の評価の仕組みである。</p> <p>119ページ・120ページに今回の調査結果を一覧としており、対象月は令和7年8月分のサービス提供分としている。占有率については、両方の対象サービスにおいて50%を超えているセンターは確認されない為、各センターにおいて公正・中立性が確保されているという結果であった。</p>
議長	報告(2)について意見、質問はあるか。
各委員	(意見なし)
報告(3) その他	
鵜籠委員	民生委員児童委員協議会の改選により、今回にて退任となる。介護人材の不足により、センター業務はひっ迫している。報酬等の状況も含めて、今後もより良い環境づくりに向け協議いただきたい。
新泉委員	高齢者の移動手段について、地域課題として挙げられているが、さいたま赤十字病院退職者による通院同行サービスが存在する。有料のサービスにはなるが、必要に応じて活用してもらいたい。
議長	<p>家族が負担に感じている、あるいは希望する支援の上位に移動支援がある。ぜひ地域でも活用いただきたい。</p> <p>また、非常に重要なタイミングなのでお伝えする。センターは地域包括ケアシステムの要である。当初目途としていた2025年を経て、国が示す地域包括ケアシステムの体系図が見直された。イラストの大きな違いは権利擁護の文字がはっきり入ったことであり、当事業は今後注力されていくと感じる。</p>

また、本日の会議で一点懸念がある。本日の資料で、ケアマネジャーの中で利用者の介護度が下がって喜ぶものがないとの趣旨の記載があったが、専門職倫理として本来あってはならない。そのような認識は市民にとっても安心できる状況ではない。私自身の自戒も込めて、あえてお伝えしたい。また、人材不足を解決する方策は「予防すること」。「介護予防」や「要介護状態の改善」という取組を目指し、専門職が積極的に協力するという地域にならなければ、本来の地域包括ケアシステムは成立し得ない。制度の仕組みだけの問題ではなく、このような視点を踏まえ国の示す新たなイメージ図を念頭に協議を進められれば、よりよい議論が行えると思う。

以上で、本日の議事と報告については終了する。

5. 閉会